MS&AD INSURANCE GROUP



ガン保険Sセレクト

「&LIFE ガン保険Sセレクト」は 「ガン保険(無解約返戻金型)(22) 無配当」 の販売名称です。

ガンによる療養をサポートします。

特徴

ニーズに合わせて、主契約の保険契約の型(ガン診断給付型・ガン入院給付型)を選ぶことができます。 ※主契約の保険契約の型は、保険期間の途中で変更できません。

特徴

主契約の保険契約の型に応じて、ガンと診断確定されたときやガンによる入院・手術等のときに、 -生涯にわたり備えることができます。

保険料は保険期間の途中で上がることはありません。

早期のガン(上皮内ガン)から保障します。

この保険の保障の対象となるガンとは、約款所定の悪性新生物および上皮内新生物です。

特徵

特約を付加することで、お客さまのニーズに合わせて保障を拡充することができます。

通院、抗ガン剤治療、先進医療等の保障を準備することができます。

商品の概要(主契約) 保険期間・保険料払込期間:終身 の場合

〈ガン診断給付型〉ガン診断給付金額:100万円 の場合

ガン給付の不担保期間 この期間はガンに関する 保障はありません。

ガンと診断確定されたとき、およびその後 1年以上経過してガンにより入院されたとき

一時金として **100**万円

生涯 保障

責任開始期

ガン給付責任開始期注1



保険料払込期間(終身払注2) •

〈ガン入院給付型〉ガン入院給付金日額:1万円 の場合

一律 5万円 入院5日目まで 生涯保障 ガン給付の不担保期間 ガンで入院されたとき 入院6日目以降 1日につき 1万円 この期間はガンに関する 保障はありません。 ガンで手術を受けられたとき 20万円 1回につき 責任開始期 ガン給付責任開始期注1

ご契約

保険料払込期間(終身払)

注1 裏面の「ガンに関する保障の開始(ガン給付責任開始期)について」をご確認ください。 注2 保険料払込期間については、一定期間で保険料のお払込みが満了する「有期払」もご選択いただけます。

※具体的なご契約の内容(給付金額、保険料、保険期間、保険料払込期間、保険料払込方法等)は、「申込書」や「保険設計書」等でご確認ください。

〈ガン診断給付型〉

給付金	お支払いできる場合(お支払事由)			
ガン診断給付金	次のいずれかに該当されたとき ・ガン給付責任開始期以後に初めてガンと診断確定されたとき ・ガン診断給付金が支払われることとなった診断確定日または最終の入院の開始日からその日を含めて1年経過後に ガンによる入院を開始されたとき			
保険期間	終身(更新なし)	保険料払込期間	終身払·有期払	
解約返戻金	なし(保険料払込期間中)	配当金	なし	

[※]ガン診断給付金が支払われることとなった診断確定日または最終の入院の開始日からその日を含めて1年を経過した日の翌日にガンにより継続 入院中の場合、1年を経過した日の翌日に入院を開始されたものとみなします。

〈ガン入院給付型〉

給付金	お支払いできる場合(お支払事由)		
ガン入院給付金	ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンで1日以上入院されたとき		
ガン手術給付金	ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンの治療を目的とした約款所定の手術を受けられたとき		
保険期間	終身(更新なし)	保険料払込期間	終身払
解約返戻金	なし	配当金	なし

主な取扱規定(主契約) ※ご契約内容によっては、お申込みいただけない場合がありますので、ご注意ください。

契約年齢範囲	0歳~85歳		
給付金額	〈ガン診断給付型〉ガン診断給付金額:30万円~800万円 〈ガン入院給付型〉ガン入院給付金日額:5,000円~4万円		
付加可能な特約	●ガン診断給付特約(無解約返戻金型)(18)注 ●ガン治療通院給付特約(無解約返戻金型) ●抗ガン剤治療給付特約(無解約返戻金型)(18) ●ガン鬼院療養給付特約(無解約返戻金型)(18) ●ガン先進医療特約(無解約返戻金型)(18) ●ガン死亡保障特約(無解約返戻金型)(18)注 ●ガン保険料払込免除特約		

注 主契約の保険契約の型がガン診断給付型の場合は付加できません。

主なご留意点

●ガンに関する保障の開始(ガン給付責任開始期)について

ガンに関する保障の開始(ガン給付責任開始期)は責任開始日注からその日を含めて90日を経過した日の翌日からとなります。 注 三井住友海上あいおい生命がご契約の「お申込みを受けた時」または「告知の時」のいずれか遅い時から保険契約上の責任を開始します。この 責任を開始する時を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。



●解約返戻金について

〈主契約〉

■ガン診断給付型

保険料払込期間中に解約された場合は解約返戻金はありません。 ただし、保険料払込期間が保険期間より短いご契約において、保険料払込期間満了後、すべての保険料をお払込みいただいている場合のみ、解約返戻金(ガン診断給付金額の5%)をお受け取りいただけます。

■ガン入院給付型

保険期間を通じて解約返戻金はありません。

〈各特約〉

保険期間を通じて解約返戻金はありません。

死亡時返戻金について

主契約の保険契約の型がガン診断給付型の場合、被保険者が死亡されたとき、主契約の解約返戻金と同額を死亡時返戻金としてお支払いします。

※保険料払込期間中に死亡されたときは死亡時返戻金はありません。

■保険料の払込免除について

主契約では、保険料の払込免除をお取扱いしません。

■法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと

- ・法人向け保険商品は、(死亡)保険金等を事業保障資金等の財源としてご活用いただくための「保障」等を目的とする商品です。
- ・法人向け保険商品をお選びいただく際には、注意喚起文書「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」を必ずご覧ください。
- ・経理処理の際に必要な情報につきましては、「保険設計書」や、「保険証券」に同封の書類にてご確認ください。
- ・税務上の取扱いについては、2022年5月施行中の税制によります。今後の税制改正によって変更となる場合がありますのでご注意ください。また、 具体的な経理処理にあたっては、税理士等の専門家にご相談ください。
- ・ご契約いただく商品は、三井住友海上あいおい生命を引受保険会社とする生命保険商品であり、預貯金ではありません。したがって、預金保険制度の対象 商品とはなりません。
- ・このご案内は商品の概要を説明しています。ご検討に際しては、必ず「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

● ご相談·お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒104-8258 東京都中央区新川2-27-2